資料６

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

死因究明等に関する施策の推進状況について

厚生労働省 医政局医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省が行う死因究明等の推進に関する施策

基本法における基本理念

（基本理念）

第三条　死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一　死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二　死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三　身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四　**死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。**

2　死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が**疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。**

3　死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における**死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。**

厚生労働省の施策の目的

厚生労働省は、特に以下の観点から死因究明に関する施策を実施している

- ◆医学、歯学等に関する専門的科学的知見の活用
- ◆公衆衛生の向上及び増進に資する情報の活用
- ◆市民生活に危害を及ぼす事象の被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止等

死因究明等推進計画の経緯

令和２年４月１日　死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和３年６月１日　死因究明等推進計画　閣議決定

※計画策定後、３年に１回を目途に、計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

令和５年５月８日
～令和５年５月11日
（持ち回り開催）　令和５年度第１回死因究明等推進本部
（死因究明等推進計画検証等推進会議の設置）

令和５年５月19日
～令和６年２月２日　死因究明等推進計画検証等推進会議
（計５回開催）

国民からの意見聴取

令和６年６月24日
～令和６年７月２日
（持ち回り開催）　令和６年度第１回死因究明等推進本部開催

死因究明等推進計画の変更案について

令和６年７月５日　死因究明等推進計画の変更について　閣議決定

死因究明等推進計画に基づく取組を推進

死因究明等推進計画のポイント

＜背景＞

○　令和２年４月「死因究明等推進基本法」施行　→　令和３年６月「死因究明等推進計画」策定

※　政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、３年に１回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。（法第19条第７項）

○　令和５年度　死因究明等推進計画検証等推進会議（５回開催）

＜現状と課題＞

○　年間死亡数の増加

※　年間死亡数：138万人（R元）→157万人（R4）

○　死因究明等に係る人材の乏しさ

※　法医学教室の定年退職者増加、常勤医１人以下が10県(R4)、働き方改革の中での人員確保　等

○　死因究明等に係る更なる地域の体制整備の必要性等

※　地方協議会の議論の活性化と深化、連携の人的基盤や死因究明等に係る質の均てん化 等

ポイント

○　死因究明等に係る人材の育成、確保方策

・　検案医の増加、資質向上等を目的とした死体検案研修会
・　法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知

○　死因究明等に係る専門的な機関の全国的な整備方策

・　地方公共団体の体制整備推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
・　地方協議会の運営マニュアルの充実
・　地方協議会の積極的開催、解剖等対応可能施設の把握、協議会による研修等への支援　　等

○　その他

・　地域の死因究明等・薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
・　予防のためのこどもの死亡検証（CDR）について、課題検討、好事例の横展開、普及啓発等の推進
・　検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討　　等

死因究明等推進計画の推進状況（令和６年３月末現在）

１．死因究明等に係る人材の育成等

検案医
・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死体検案研修会（基礎）」、「死体検案研修会（上級）」を実施
【修了者数】　Ｒ４年度：505人（基礎）、 84人（上級）
Ｒ５年度：484人（基礎）、73人（上級）

ＣＴ等
・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を実施
【修了者数】　Ｒ４年度：756人（医師）、598人（診療放射線技師）
Ｒ５年度：710人（医師）、536人（診療放射線技師）

検視官 鑑識官
・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死体取扱業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施
・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

２．死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

大学
・法医学等の基礎研究分野における優れた人材の養成等を行う教育拠点を構築する取組を支援するため、基礎研究医養成活性化プログラム事業を推進

３．死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会
・厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を促進
【地方協議会を設置した都道府県数】　Ｒ４年３月末時点　43都道府県
Ｒ５年３月末時点　47都道府県
（全都道府県で設置）

拠点
・厚生労働省において、令和４年度から、各地域における死因究明等の体制の構築を推進するため、死因究明拠点整備モデル事業を実施
【実施状況】　Ｒ４年度：大阪府、京都府、沖縄県、香川大学
Ｒ５年度：大阪府、京都府、浜松医科大学、新潟大学

４．警察等における死因究明等の実施体制の充実

解剖
・警察及び海上保安庁において、必要な解剖を確実に実施
【解剖件数】　Ｒ４年：司法解剖 9,182件、調査法解剖3,286件
Ｒ５年：司法解剖10,285件、調査法解剖3,132件

検視官
・警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる映像伝送装置の整備・活用を推進

鑑識官
・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を増員配置
【鑑識官が配置された海上保安部署数】　Ｒ４年度：86部署
Ｒ５年度：93部署

５．死体の検案及び解剖の実施体制の充実

支援
・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて都道府県が実施する解剖等に対する財政支援を実施
・厚生労働省において、死亡時画像診断システム等整備事業を通じて死因究明のための解剖等に必要な施設・設備の整備に対する財政支援を実施

６．死因究明のための死体の科学調査の活用

薬毒物ＣＴ
警察及び海上保安庁において、必要な薬毒物検査や死亡時画像診断を確実に実施
【薬毒物検査実施件数】　Ｒ４年：18万4,474件
Ｒ５年：18万6,295件
【死亡時画像診断実施件数】　Ｒ４年：１万8,326件
Ｒ５年：１万9,052件

科捜研
・警察庁において、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を推進

７．身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

ＤＮＡ等
・警察庁において、ＤＮＡ型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用
【身元不明死体の身元確認件数】　Ｒ４年：155件
Ｒ５年：145件

歯科
・厚生労働省において、「口腔診査情報標準コード仕様」を保健医療情報分野の標準規格として採用した上、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて検討を推進

８．死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

通報
・警察において、死因・身元調査法に基づき、必要に応じて関係行政機関への通報を実施
【通報件数】　Ｒ４年：2,045件
Ｒ５年：870件

遺族説明
・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに記載してその周知を促進
・警察、検察庁、海上保安庁において、遺族等に対し、第三者のプライバシーの保護等に留意した適切な説明を推進

９．情報の適切な管理

・関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知

令和７年度　死因究明等体制の推進に向けた支援（厚生労働省施策の概要）

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）
295,962千円（280,757千円）

○死因究明拠点整備モデル事業 **77,554千円（77,554千円）**

各都道府県において、監察医制度の有無等にかかわらず、公衆衛生の向上・増進等を目的とした検査・解剖等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを形成する。

○異状死死因究明支援事業 **128,793千円（115,861千円）**

異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行う。

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。
（医療施設等設備整備費補助金（令和６年度予算18億円）、医療施設等施設整備費補助金（令和６年度予算27億円）の内数）

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 **8,569千円（6,296千円）**

解剖等を行った医師、厚生労働省、都道府県等の間において、解剖等の情報を共有、蓄積するシステムを構築し、事故等への迅速な対応を行う。

○死体検案講習会費 **19,526千円（19,526千円）**

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成２６年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

○死亡時画像読影技術等向上研修 **11,235千円（11,235千円）**

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。
また、死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業 **36,498千円（36,498千円）**

監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

※上記記載の事業の他、検討会等の実施・運営に関する経費として13,787千円（13,787千円）を計上している。

死因究明拠点整備モデル事業

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）
77,554千円（77,554千円）

目　的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和３年６月１日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。
(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること

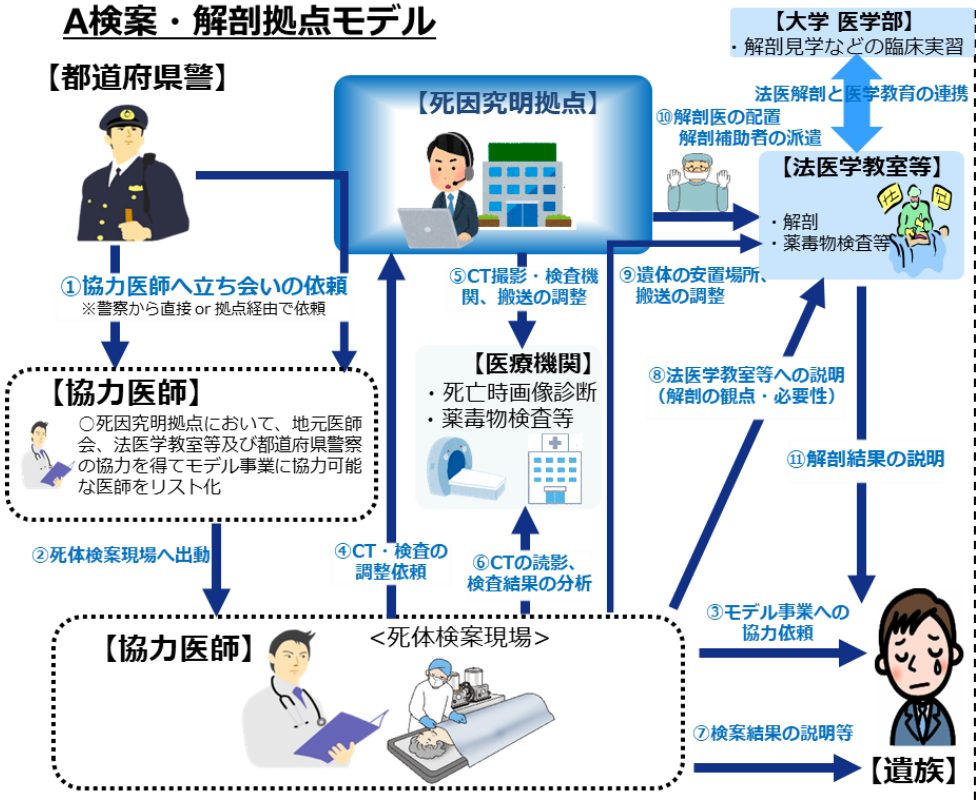

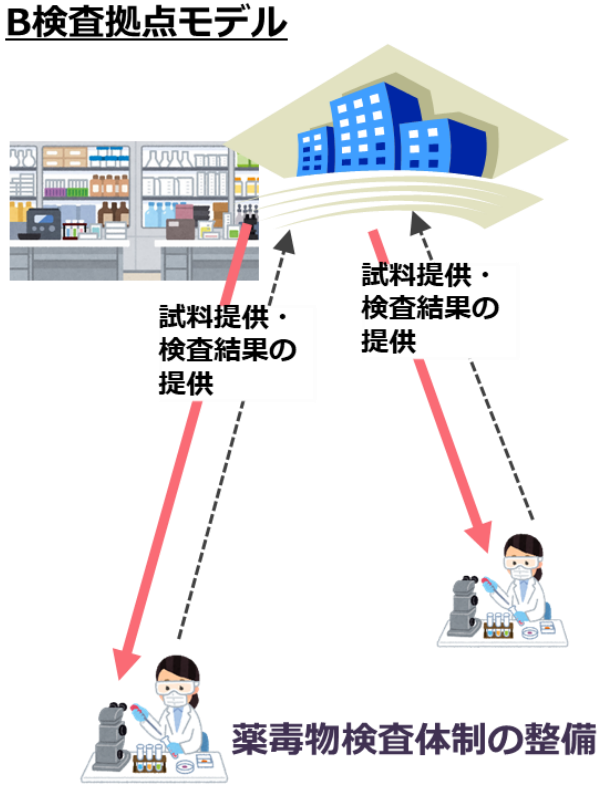

ご紹介HP：死因究明拠点整備モデル事業について｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

異状死死因究明支援事業

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）
128,793千円（115,861千円）

1 事業の目的

○　異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

2 事業の概要・スキーム

（補助対象）

①法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施

②ＣＴやＭＲＩを活用した死亡時画像診断の実施

③感染症の検査、薬毒物検査等の実施

④関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催

⑤死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修の実施　【追加】

3 実施主体等

（１）実施主体
都道府県、厚生労働大臣が認める者

（２）補助率　国：１／２

（３）補助基準額
①行政解剖　200千円／件
②死亡時画像診断　54千円／件
③薬毒物検査　80千円／件
④地方協議会　340千円／回　等

（４）本事業を活用した都道府県数
・令和３年度　27
・令和４年度　31
・令和５年度　39
※令和５年度は交付決定した都道府県数

死亡時画像診断システム等整備事業

令和７年度概算要求額（令和６年度予算額）
設備分：医療施設等設備整備費補助金24億円（18億円）の内数
施設分：医療施設等施設整備費補助金28億円（27億円）の内数

目　的

○　死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

事業内容

○　**補助先：都道府県等**　○　**補助率：１／２**

①設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、ＣＴ、ＭＲＩ等）の支援

②施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、ＣＴ室、ＭＲＩ室）の支援

本事業の補助金を活用した都道府県数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
都道府県数	3	2	1	5	11

※令和５年度は交付決定した都道府県数

死体検案講習会事業

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）
19,526千円（19,526千円）

1．目　　的

一般臨床医等の検案能力の向上

2．講習日程・内容（上級）

2日間

座学中心
- 死体解剖保存法などの法律
- 検案制度の国際比較
- 死体検案書の書き方
- 検案の実施方法など

現場での実習

監察医務院や各大学法医学教室などにて現場実習

1日間

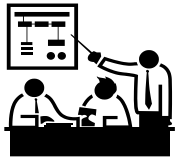

座学中心
- 家族への対応について演習
- 法医学教室でのスクーリング（実習）を受けて症例報告

修了

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。

○令和２年度以降
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入

○令和２年度～４年度
- 毎年度、受講者の募集人員を増加

修了者数実績

令和元年度	基礎１７６名	上級８７名
令和２年度	基礎４８４名	上級０名
令和３年度	基礎５４３名	上級１８３名
令和４年度	基礎５０５名	上級８４名
令和５年度	基礎４８４名	上級７３名

死亡時画像診断読影技術等向上研修

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）
11,235千円（11,235千円）

【死亡時画像読影技術等向上研修】

○　異状死等の死因究明の推進を図るため、ＣＴ等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

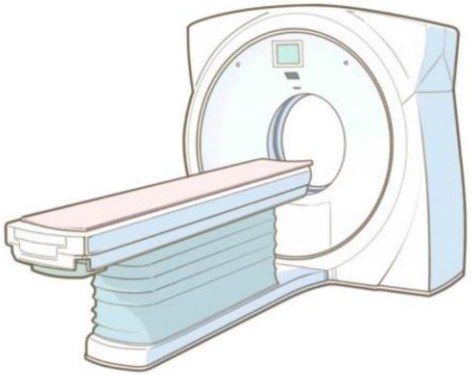

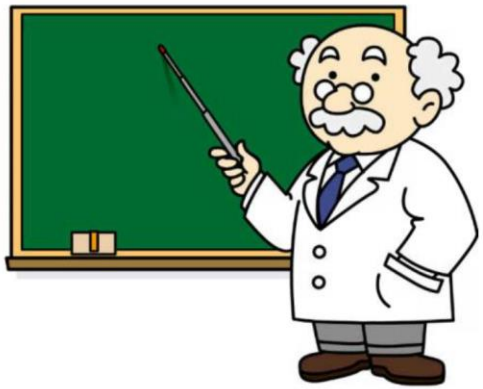

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和２年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和３年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和４年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和５年度	医師710名	診療放射線技師536名

○令和２年度以降

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入

○令和３年度～令和４年度

毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

○　異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）
36,498千円（36,498千円）

○　監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医） が死体検案を行っている。

○　死因究明推進計画においては、検案の実施体制の充実が明記されており、死体検案医が死因判定等ついて悩んだ際に、法医 （法医学を専門とする医師） に相談できる体制が必要。

○　死因判定の難しい検案において法医の意見を仰き、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

死亡診断書（死体検案書）について

厚生労働省公式HPサイトにて死体検案相談事業を掲載

10	警察からの依頼で、検視の立会いとそれに伴う死体検案業務に従事することになりました。ご遺体の状況も普段診察する患者と異なることが予想され、正しく死因判定ができるか不安です。相談できるところはありますか。	厚生労働省では、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っています。（「死体検案医を対象とした死体検案相談事業」） 検案業務で死因判定に悩んだ際はこちらの事業を活用ください。 事業概要等（※日本医師会HP【死体検案相談事業】） https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ 【利用対象者】 検案業務に従事する一般臨床医、警察協力医（医師会員であることを問わない。） 【電話番号】 0570−041901 【通話料（目安）】 10円/60秒（固定電話）、10円/20秒（携帯電話）（利用者負担） ※相談に係る費用は発生いたしません

ご紹介HP：

死亡診断書（死体検案書）について/厚生労働省｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

死因究明等推進基本法の概要①

目的【第１条】

死因究明等（死因究明及び身元確認）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第３条】

① 死因究明等の推進は、⑴生命の尊重・個人の尊厳の保持につながること、⑵人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、⑶国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、⑷医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、 客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

② 死因究明の推進は、⑴死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、⑵災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第４条～第６条】

① 国 ： 死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。

② 地方公共団体 ： 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

③ 大学 ： 死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第７条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 法制上の措置等【第８条】　○ 年次報告【第９条】

死因究明等推進基本法の概要②

基本的施策【第10条～第18条】

① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等
② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→３年に１度見直し（ローリング）

死因究明等推進本部【第20条～第29条】　厚生労働省に設置

・死因究明等推進計画の案の作成
・施策について必要な関係行政機関相互の調整
・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視

【組織】本部長：厚生労働大臣、本部員（10名）：本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル　概要

1.本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

①事務局として担当者を決める
②死因究明等に関連する情報を収集する
③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

・東京都死因究明推進協議会　・滋賀県死因究明等推進協議会
・大阪府死因調査等協議会　・香川県死因究明等推進協議会
・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

（１）死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
（２）解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
（３）法医学等の人材の育成・確保

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

（１）現状分析・目標設定
（２）施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
（３）施策の実施・状況報告
（４）評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

（１）民間医療機関による死因究明体制の構築
（茨城県筑波剖検センター）
（２）地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
（３）死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
（４）奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
（５）薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介